

食農部土木工事検査要領

(目 的)

第1 この要領は、食農部が所掌する土木工事の検査の実施について、地方自治法第234条の2第1項に規定する検査について必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行の確保又はその受ける給付の完了の確認を行うとともに、適正かつ能率的な施工の確保、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(定 義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査職員 食農部の発注する土木工事（関連設備工事等を含む。）の検査を行うため知事が任命した職員。
- (2) 本庁契約 奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による契約締結に関する事務の委任（平成12年4月1日農政第7号）によらない契約。
- (3) 本庁検査員 本庁各課に所属する検査職員。
- (4) 本庁検査 本庁検査員が行う検査。
- (5) 機関契約 奈良県契約規則第26条第1項第4号の規定による契約締結に関する事務の委任（平成12年4月1日農政第7号）による契約。
- (6) 機関検査員 出先機関に所属する検査職員。
- (7) 機関検査 機関検査員が行う検査。
- (8) 監督職員 食農部土木工事監督要領（令和6年4月1日農振第46号の2以下「監督要領」という。）第4に定める職員。
- (9) 監督責任者 監督要領第3に定める職員。

(検査の種類及び時期)

第3 検査職員が行う検査は、次の各号に掲げる種類及び時期とする。

(1) 既済部分検査

工事の既済部分を確認するための検査及び工事の打切りや契約の解除により、既済部分の確認するための検査をいう。既済部分検査には、債務負担行為を設定した工事における年割額を支払うための年度精算検査を含めるものとする。検査の実施時期は、機関契約の場合においては、受注者による請負工事既済部分検査請求書（様式－19）の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。本庁契約の場合においては、受注者による請負工事既済部分検査請求書（様式－19）の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、出先機関の長（以下「事務所長」という。）から事業担当課長に、請負工事既済部分検査請求書（様式－19）を添付した既済部分検査請求書（第1－1号様式）の提出があったときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、指定部分引渡書（様式－１７）の提出により指定部分の発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

(2) 完済部分検査

工事の完成前に、設計図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に行う検査をいう。

検査の実施時期は、機関契約の場合においては、受注者からの指定部分完成通知書（様式－１６）の提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。本庁契約の場合においては、受注者による指定部分完成通知書（様式－１６）の提出に基づき、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、事務所長から事業担当課長に完済部分検査請求書（第１－１様式）の提出があったときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、指定部分引渡書（様式－１７）の提出により指定部分の発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

(3) 中間技術検査

工事の施工途中において、事後確認が困難なことなどから検査の必要性を事業担当課長又は所属長が認めた検査をいう。検査の実施時期は、機関契約の場合においては、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。本庁契約の場合においては、出来形に係る監督職員の確認検査が終了した後、事務所長から事業担当課長に中間技術検査請求書（第１－２号様式）の提出があったときとする。なお、検査を実施した結果、適合であっても、代価の支払いや引渡しはない。

(4) 完成検査

工事の完成を確認するための検査をいう。その検査時期は、機関契約の場合においては、受注者からの完成通知書（様式－２９）の提出に基づき、監督職員による確認が終了したときとする。本庁契約の場合においては、受注者からの完成通知書（様式－２９）の提出に基づき、監督職員の確認検査が終了した後、事務所長から、事業担当課長に完成通知書（様式－２９）を添付した完成検査請求書（第１－３号様式）の提出があったときとする。

検査を実施した結果、適合であれば、引渡書（様式－３０）の提出により発注者への引渡しが行われ、代価を支払うことになる。

（検査員の任命基準）

- 第４ 知事は、検査職員資格を有する者のうちから検査職員を任命するものとする。
- ２ 知事は前項の規定により、検査職員に任命した職員に検査職員証明書を発行するものとする。
- ３ 第１項の検査職員資格を有するものについての必要な事項は、別に定める「食農部土木工事検査規定」（以下「検査規定」）によるものとする。

（検査総括者の設置）

- 第５ 検査の公平性・透明性を確保し、業務の円滑な実施を図るため、総括検査員及び、主任検査

員を「検査総括者」として設置し、検査職員の技術の向上や公平な立場の確保に努めるものとする。

2 知事は、事業担当課の検査業務を担当する課長補佐職以上の検査員を総括検査員に任命するとともに、各出先機関に所属する機関検査員のうちから主幹職以上の検査員より主任検査員を任命するものとする。

3 総括検査員は、上司の指示に従い、食農部の検査業務を推進するとともに、主任検査員は、上司及び総括検査員の指示に従い、担当機関の検査業務を推進するものとする。

4 検査総括者にかかる必要な事務は、事業担当課及び各出先機関が行うものとする。

(検査の命令)

第6 本庁検査にあつては、検査ごとに、総括検査員が当該検査に要する技術等を考慮しつつ、検査員を選任し、事業担当課長が検査の執行を命ずるものとする。

ただし、これにより難しい場合、事業担当課長は、他課の所属長及び技術管理課長に検査を依頼することが出来るものとする。

2 機関検査にあつては、検査ごとに、主任検査員が当該検査に要する技術等を考慮しつつ、当該工事の監督と関係のない者を検査員に選任し、所属長が、検査の執行を命ずるものとする。ただし、これにより難しい場合、所属長は、事業担当課長又は技術管理課長に依頼することが出来るものとする。また、事業担当課に検査員の資格を有するものがない場合は、他の課に依頼することが出来るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、事業担当課長及び事務所長（以下、「検査命令者」という。）は、土木工事が特殊な場合であつて、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により検査職員による検査が困難であり、又は適当でないとき、検査総括者と協議の上、検査命令者の承認を得て、検査業務の一部を検査職員以外の者（契約の相手方である受注者を除く。）に委託することができるものとする。

4 検査は、工事の規模、工種等を考慮して複数の検査職員によって執行することができる。

5 上記1及び2の他課の所属長、事業担当課長及び技術管理課長に検査を依頼することについては、検査規定によるものとする。

(検査の内容及び技術的基準)

第7 検査は、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、適正に施工されたことを確認するため、内業検査（書類検査）及び外業検査（実地検査）により実施するものとする。

2 工場製作に係る出来形検査については、前項の規定にかかわらず、原則として、検査員は、監督職員による出来形にかかる確認の結果（受注者から提出された検査報告書等も含む）を踏まえ、書類検査を実施するものとする。

3 検査員は、請負契約の適正な履行の確保を確認するだけでなく受注者や主任（監理）技術者の技術力の評価も併せて行うものであることを認識し、事実を正しく判断して厳正に行うものとする。

4 検査 にかかる必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

5 検査の実施にあたって、重大な疑義が生じた場合、検査員は、速やかに検査総括者と協議するものとする。

(検査の立会)

第8 検査は、監督職員及び受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者等の立会のもとに行うものとする。

(検査の準備)

第9 監督職員は、検査に際し、自ら又は受注者に指示して次に掲げるものを準備しなければならない。

- (1) 契約図書
- (2) 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
- (3) 施工計画書
- (4) 工事写真
- (5) 工事履行報告書
- (6) 段階確認書
- (7) 測量機器、カメラ、黒板
- (8) テストハンマー等強度検査に必要な機器
- (9) 測点の表示
- (10) その他必要と認められる資料及び用具

(修補の指示)

第10 検査を実施した結果、検査員が修補の必要があると認めたときは、修補指示書（第2-1号様式）により、期限を定めて受注者に指示するものとする。

2 検査員は、前項の規定により修補の指示をしたときは、修補指示書（第2-1号様式）の写しにより、本庁検査にあつては総括検査員を通じて事業担当課長に報告し、機関検査にあつては、主任検査員を通じて所属長及び総括検査員に報告しなければならない。

(修補の検査)

第11 第10の規定による修補が完了し、受注者が修補完了報告書（様式-20）を監督職員に提出したときは、監督職員はその内容を確認するものとする。その結果、適合であれば、受注者は修補完了届（様式-21）を発注者に提出するものとする。

2 所属長は、本庁検査の場合にあつては、総括検査員を通じて、補修完了報告書（様式-20）の写し及び修補完了届（様式-21）を所属長に提出し、機関検査の場合にあつては、第6に従い検査の執行を命ずるものとする。

- 3 所属長は、前項の修補完了届を受理したとき、速やかに第6にしたがい検査の執行を命ずるものとする。

(軽微な手直し)

- 第12 検査員は、検査の結果、軽微な手直しの必要があると認めるとき、又は手直し工事の必要はないが工事実施状況、出来形、品質、工程進捗状況等について受注者に注意等の指導を行う必要があると認めるときは、直ちに監督職員が立会した上で、受注者に指示し、又は注意するものとする。
- 2 監督職員は、前項の軽微な手直し工事の完了を確認したときは、遅滞なく当該検査員を經由して、検査総括者に文書による報告を行うものとする。

(検査の中止)

- 第13 検査員は、検査の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当するとき、検査を中止するとともに、直ちに検査総括者を通じて検査命令者に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 受注者、現場代理人又は主任技術者等が検査の執行を妨害したとき。
 - (2) 工事の施工状況が、設計図書に著しく相違しているとき、又は工事に重大な欠陥を発見したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、検査の実施が困難となったとき。
- 2 検査命令者は、前項に該当する事実があると認めるときは、検査総括者の意見を聞き、建設工事請負契約書第47条の規定に基づく契約の解除を含め、適切な措置を検討するよう当該契約を担当する事業担当課長及び所属長に求めるものとする。

(検査結果の報告)

- 第14 検査員は、検査を完了したときは、遅滞なく当該検査の結果について食農部土木工事成績評定要領に基づく様式と併せて、次の各号により報告するものとする。
- (1) 既済部分(完済部分)検査
既済部分(完済部分)検査報告書(第3-1号様式)及び出来高金算出計算書(第3-1号様式乙)に、既済部分(完済部分)検査写真を添付し、検査総括者を通じて、所属長に報告するものとする。
 - (2) 中間技術検査
中間技術検査報告書(第3-2号様式)に、中間技術検査写真を添付し、検査総括者を通じて、所属長に報告するものとする。
 - (3) 完成検査
完成検査報告書(第3-3号様式)に、完成検査写真を添付し、検査総括者を通じて、所属長に報告するものとする。ただし、1件の設計額が250万円未満の工事にあつては、完成検査報告書(第3-4号様式)により報告するものとする。
 - (4) 修補完了検査

修補完了検査報告書（第2-2号様式）に補修完了検査写真を添付し、本庁検査にあつては、総括検査員が確認した後、所属長に、機関検査にあつては、主任検査員が確認した後、所属長及び総括検査員にそれぞれ報告しなければならない。

2 検査評定の通知

事業担当課長及び所属長は、検査の評定を遅滞なく、「食農部土木工事成績評定の通知に関する規程」に基づき、受注者に通知するものとする。

（検査関係業務の適切で円滑な運用に向けて）

第15 関係機関及び関係者は、本要領に基づく検査関係業務を適切かつ円滑に運用するため、検査職員の充実・強化を目指し、会議、研修等の必要な措置を講じるものとする。

附則

（施行日）

- この要領は、平成12年10月 1日から施行する。
- この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成18年 7月 1日から施行する。
- この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成21年 9月 1日から施行する。
- この要領は、平成22年 3月15日から施行する。
- この要領は、平成22年 5月21日から施行する。
- この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この要領は、平成31年 3月 1日から施行する。
- この要領は、令和 元年 7月 1日から施行する。
- この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。